○文部科学省告示第百三十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（工芸品の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
那比新宮信仰資料 一、金銅虚空蔵菩薩坐像　一軀 附　金銅天蓋　一面 　鋳冶銘木札　一枚 　　貞和二年丙戌正月十三日願主浄覚の記がある 一、金銅地蔵菩薩坐像　一軀 一、懸仏　二百四十七面 　内に正嘉元年、弘長三年、弘安二年、康永二年、延文二年、天文五年等の銘がある 一、金銅大錫杖頭　一柄 一、銅錫杖頭　一柄 一、鰐口　一口 　奉施入金鼓一口高賀山新宮社、文永五年戊辰三月十三日願主聖人慶西の刻銘がある 一、鉄鰐口　一口 一、梵鐘　一口 　「観應壬辰孟冬初中浄覚願主朝房大工」の刻銘がある	昭和三十九年文化財保護委員会告示第二十三号	懸仏　八面 　正嘉元年の銘がある 附　懸仏残欠　五点	那比新宮信仰資料 一、金銅虚空蔵菩薩坐像　一軀 附　一、金銅天蓋　一面 　一、鋳冶銘木札　一枚 　　貞和二年丙戌正月十三日願主浄覚の記がある 一、金銅地蔵菩薩坐像　一軀 一、懸仏　二百五十五面 　内に正嘉元年、弘長三年、弘安二年、康永二年、延文二年、天文五年等の銘がある 附　懸仏残欠　五点 一、金銅大錫杖頭　一柄 一、銅錫杖頭　一柄 一、鰐口　一口 　奉施入金鼓一口高賀山新宮社、文永五年戊辰三月十三日願主聖人慶西の刻銘がある 一、鉄鰐口　一口 一、梵鐘　一口 　「観應壬辰孟冬初中浄覚願主朝房大工」の刻銘がある	宗教法人新宮神社	岐阜県郡上市八幡町那比新宮

○文部科学省告示第百三十七号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の名称及び員数を同表下欄の名称及び員数に改める。

平成二十四年九月六日

文部科学大臣　平野　博文

（古文書の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	指定告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
本願寺御影堂留守職歴代譲状（十八通）　十二巻 附　本願寺留守職相伝系図（三通）　一巻 　光佐以下歴代譲状（六通）　六巻	昭和五十年文部省告示第九十号	本願寺御影堂留守職歴代譲状（十八通）　十二巻 附　一、本願寺留守職相伝系図　三通 　一、光佐以下歴代譲状（六通）　四巻、二通	宗教法人本願寺	京都府京都市下京区堀川通花屋町下る本願寺門前町